

# 村民だより

No. 370

平成8年 6月1日  
東京都小笠原村役場  
小笠原村父島字西町  
電話 2-3111

平成8. 5. 1現在  
住民基本台帳登録者数

世帯	1, 228
父島	1, 010
母島	218
人口	2, 266
父島	1, 839
母島	427
短期滞在者	
人口	61
父島	21
母島	40

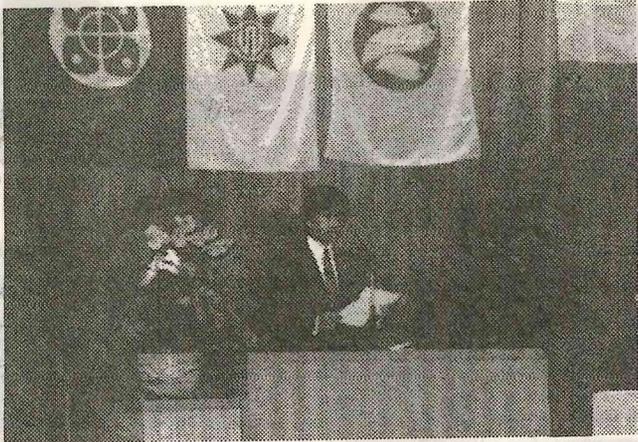
4月の気象(父島)

平均気温	19.4℃
最高気温	25.9℃
最低気温	12.4℃
平均湿度	75%
月降水量	263.5mm

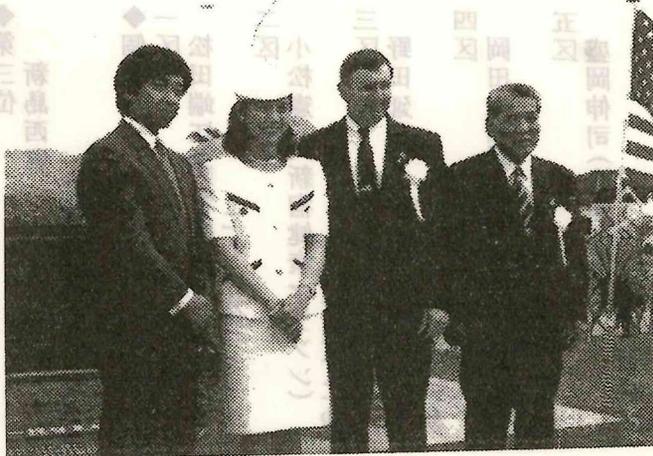
## 高円宮同妃両殿下下来島!!

四月二十・二十一日の二日間、高円宮同妃両殿下がペリー提督関係都市交流イベントへの出席のためUS-1飛行艇で村長をはじめとする村民の歓迎をうけ、初めてここ小笠原を訪れました。

二十日の夜行われた国際交流シンポジウムに臨席された高円宮殿下から国際交流の現状、ペリー提督が日本にもたらした歴史的意義、このシンポジウムが新しい礎として相互の友好親善が育まれることを心から期待しますというお祝いのお言葉をいただきました。その後に行われた歓迎レセプションで



は、参加した村民と一緒に、島の郷土料理・南洋踊りなどを楽しみました。翌日は、島内視察を行いました。小笠原の自然の美しさ、午後からは、ペリー提督来航記念碑除幕式に臨席されました。送別セレモニーでは、子供達からレイをうけてもなごやかで楽しそうな顔をされた。子供達からの「また来てください。」の言葉にこやかにうなずき小笠原をあとにされました。



## 国際交流シンポジウム開催!!

四月二十日、ペリー提督関係都市である下田市・横須賀市・那覇市・函館市・ペリー生誕の地であるニューポルト市を迎えて国際交流シンポジウムが開催されました。村長の挨拶、高円宮殿下のお言葉、国土庁三井康事務次官の祝辞の後、国土庁小畑雅裕特別地域振興課長による「地域に密着した国際交流」佐々木忠夫下田市史編纂委員による「黒船と開国」をテーマにした素晴らしい基調講演が行われ、パネルディスカッションでは、(財)自治体国際化協会高橋正樹総務部長をコーディネーターとして迎え「都市の連携と国際交流」ペリーネットワーク」をテーマに近代日本の門を開いたペリー提督と関係のある六都市によって活発



な意見が交換され、今までこのような形で会したことがなかった六都市が、このシンポジウムを継続的なものとしていくこと、これを第一歩として各都市相互の友好関係を築いていくことになりました。また、その後に行われた歓迎レセプションでは、村長挨拶後、瀬田梯三郎東京都副知事による乾杯、関係都市市長メッセージが読まれ、南洋踊り・カカ・小笠原太鼓の郷土芸能が披露され島の郷土料理とともに村民との交流を楽しんでいただきました。特に、ニューポルト市議会副議長は、ポケットから取り出した風船で子供達の人気者でした。宮川晋村議会議長の閉会の辞と万歳三唱により楽しいひとときは幕を閉じました。



### ペリー提督 来航記念碑 除幕式

四月二十一日晴天のもとで高円宮同妃両殿下、ニューポート市をはじめとするペリー提督関係都市の出席によりペリー提督来航記念碑除幕式が行われました。村長挨拶の後、瀬田梯三郎東京都副知事、ウォーレン・S・グレイニューポート市議会副議長、佐々木幸美村議会副議長の祝辞をいただき、ペリー提督関係都市により、一同に会したこの交流を第一歩として、各都市相互の交流を深め、地域の連携を図り二十一世紀に向けた新たな友好関係を積極的に築いていくという共同宣言がされました。高円宮同妃両殿下、ペリー提督関係都市の代表により行われた除幕式の後、記念碑をご覧の際には、高円宮同妃両殿下ともどもとても興味を持たれいろいろと質問をされていきました。



### 第九回伊豆・小笠原駅伝 競争大会開催される

大変遅くなりましたが、去る四月二十一日(日)第九回伊豆・小笠原駅伝競争大会が都内より二十チーム、島より十チーム、地元小笠原より八チーム参加して盛大に開催されました。大会当日はあいにくの天候となってしまいました。各チーム一丸となつて行われ、都内、島よりの親睦もより一層深まったことと思われ、大会結果は次のとおりです。

- ◆総合優勝  
新宿健康マラソン  
一時間三十三分〇六秒
- ◆第二位  
ウォーターフロントクラブ  
一時間三十七分二十七秒

- ◆第三位  
新島西風  
一時間四十四分十四秒

#### ◆個人賞

- 一区 松田端江(新宿健康マラソン) 二一分三十一秒
- 二区 小松憲一(新宿健康マラソン) 十六分三十二秒
- 三区 野田延行(ウォーターフロント) 十八分二十二秒
- 四区 岡田志美子(新宿健康マラソン) 十五分二十三秒
- 五区 盛岡伸司(快速父島号) 十九分十四秒

#### ◆島しよ最高賞

島しよ第一位  
新島西風

#### ◆敢闘賞

一時間四十四分十四秒

- 島しよ第二位  
伊豆大島A  
一時間四十四分五十九秒
- 島しよ第三位  
ジャパニーズネイビー  
一時間五十三分三十六秒
- 島しよ第四位  
八丈富士  
一時間五十四分二十五秒

#### ◆小笠原最高賞

快速父島号

一時間四十六分二十一秒

来年の十回大会は、伊豆大島で開催することを約束しあい大会は幕を閉じました。この場をお借りして、大会の為に協力いただいた各関係機関の方々には厚く御礼申し上げます。

東京都  
小笠原村

### 巡回診療のお知らせ

六月二十一日から二十五日(二十三日は休診)まで眼科の巡回診療を行います。日程は次のとおりです。

#### ☆眼科

- ☆父島 六月二十一・二十二・二十四・二十五日
- ☆母島 六月二十七・二十八日

但し六月二十一日につきましては、午後のみの診療となりますので、ご了承下さい。また、場合によっては場所を変更することもありますので、当日の防災無線の放送をよくお聞き下さい。

小笠原村診療所

二一三八〇〇

母島診療所

三一二一一五

### 母島「健康づくり茶話会」 のお知らせ

お茶を飲みながら話しをしたり、体操で身体をほぐしたりしながら楽しいひとときを過ごしませんか。当日は、保健婦が健康相談や血圧測定も行います。

日時 六月二十六日(水)

午後二時から三時まで

会場 母島診療所二階

内容 カンファレンスルーム

元気のでるビデオ

「さわやか講話」

若月俊一 より

\*六十五才以上の方ならどなたでもどうぞ。その他内容に興味のある方も、お気軽にご参加下さい。

問合せ 村民課住民係

(二)三一三

### 第二回母島

「フィットネスクラブ」

のお知らせ

中高年のための健康体操教室

うっとりという梅雨の中、テレビの前に座っている時間が長くなつた方も多いのではないのでしょうか。無理なくできる体操で、スッキリ気分を味わいましょう。

日時 六月二十五日(火)

午後七時から八時まで

会場 母島診療所二階

カンファレンスルーム

メニュー

ストレッチ体操

(肩こり予防を中心に)

体脂肪測定

栄養ミニ・アドバイス

問合せ 村民課住民係

(二)三一三

# 小笠原村職員の募集について

一、職種及び採用人員  
技術職(土木)  
若干名

二、採用予定年月日  
平成八年九月以降

三、勤務場所  
本庁又は事業所

四、待遇  
小笠原村給与条例等による

五、受検資格  
大学卒業程度

昭和四十年四月二日から昭和四十九年四月一日までに生まれた方

高等学校卒業程度  
昭和四十九年四月二日から昭和五十三年四月一日までに生まれた方

六、試験の方法等  
筆記及び口述試験

七、試験日  
【第一次試験】  
平成八年六月三十日(日)  
【第二次試験】  
平成八年七月二十一日(日)

八、申込用紙の請求先  
小笠原村役場総務課総務係  
☎〇四九九八一三一一一  
小笠原村役場母島支所  
☎〇四九九八一三一一一  
小笠原村東京連絡事務所  
☎〇三三三三三二一四四五六

【持参申込】  
小笠原村役場総務課総務係  
小笠原村役場母島支所  
小笠原村東京連絡事務所  
平成八年六月三日(月)から  
同年六月二十日(木)までの  
平日、午前九時から午後五時  
まで(土、日、祭日を除く)

## 国民健康保険納税通知書は届きましたか

【郵送申込】  
〒一〇八  
港区海岸一―十二―二  
竹芝客船ターミナル  
小笠原村東京連絡事務所  
平成八年六月二十日(木)必着

平成七年度国民健康保険税の納税通知書を発送いたしました。保険税は、国保加入者の医療費を支払うための「保険料」です。この保険税を算出するには次のように住民税などと異なった計算をします。

◎保険税の計算  
次の①から④の合計が一世帯の年間の保険税となります。  
①平均割：一世帯八千五百円  
②均等割：四千四百円×国保加入者  
③資産割：平成七年度固定資産税額×五十パーセント  
④所得割：平成六年度中の総所得金額から三十三万円を控除した額×四・五パーセント

(給与所得のある方は他の割増給与控除、六十五歳以上の方で年金所得のある方は十七万円の控除があります。)  
※所得割は、世帯の中で前年中所得のあった方を対象に、個人ごとに計算をします。また、資産割についても資産を保有している方ごとに計算をします。

◎所得割を計算する場合住民税などと異なる点は、以下のとおりです。  
▼扶養控除など：保険税では、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの所得控除は適用されません。  
▼専従者給与：保険税では、事業専従者給与は適用されません。専従者給与は、事業主の所得として

計算をします。  
▼譲渡所得：土地や建物を買った場合、収入金額から必要経費を差し引いた額が保険税の課税対象額となります。所得や住民税で認められる特別控除については保険税では適用されません。

◎課税限度額  
保険税は前記のように課税しますが、その年度で課税する保険税の最高額は平成七年度の場合五十二万円です。

◎月割課税  
保険税は、年度毎に一年間の税額を課税しますが、年度の途中で国保の資格を取得、喪失したときは、月割により計算をします。

◎納税義務者  
保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が社会保険に加入している場合でも、その世帯に国保に加入されている方がいる場合、世帯主の名前で納税通知書を作成します。

◎保険税の軽減  
▼六割軽減  
世帯の総所得金額が、三十三万円以下の世帯(所得を申告されている方)は、平等割、均等割の合計額の六割を軽減します。

▼四割軽減  
世帯の総所得金額が「三十三万円+世帯主以外の国保加入者の数×二十四万円」以下の世帯は、平等割、均等割の合計額の四割を軽減します。

◎保険税の納期  
年間の保険税を四回の納期に分けて納めていただきます。  
第一期納期限 平成八年七月七日  
第二期納期限 平成八年九月二日  
第三期納期限 平成八年十月三十一日  
第四期納期限 平成九年一月三十一日

保険税を滞納すると、国保は貴重な財源を失い、運営することができなくなってしまうので期限内納付にご協力をお願いします。なお、風水害や火災などによって保険税の支払が困難になったときは、保険税を減免する制度がありますのでご相談下さい。  
お問合せは  
村民課住民係 ☎三三二二二二三

## 成人病ドック結果通知について

二月に行われた成人病ドックの結果通知を村役場にお預かりしています。結果通知は、受診された方全員に個別で届いています。治療や精密検査が必要な場合がありますので、まだ、受け取りにいらしていない方は、左記までご来所下さい。  
窓口 村民課住民係  
(二) 三三二二三

## ☆都立中央・多摩・日比谷図書館の本が借りられます

村民会館図書室で読みたい本が見つからないときは、協力貸し出しを受けることができます。又、レファレンス(判らないことを調べてくれる)もうけられます。申し込み用紙受付は、  
父島・母島村民会館内  
社会福祉協議会窓口まで

## ☆父島村民会館が充実してきました

この一年で、内地や島内からの寄贈本五千冊以上、ボランティアの方々二十人以上のご協力により、図書室が以前より大変充実しています。ぜひ、ご活用ください。(寄贈本の一部ご案内)  
イミダス・ブリタニカ国際大百科辞典二十三巻・司馬遼太郎二十五冊・藤沢周平六十四冊・ゴルゴ13全九十六冊・ブラックジャック全二十五冊・ねじまき鳥・涙のアインマンマーチ・身にやさしいインドなど他多数

方々二十人以上のご協力により、図書室が以前より大変充実しています。ぜひ、ご活用ください。(寄贈本の一部ご案内)  
イミダス・ブリタニカ国際大百科辞典二十三巻・司馬遼太郎二十五冊・藤沢周平六十四冊・ゴルゴ13全九十六冊・ブラックジャック全二十五冊・ねじまき鳥・涙のアインマンマーチ・身にやさしいインドなど他多数

◇開室時間  
平日 午前九時から  
午後八時三十分まで  
休日 午前九時から  
午後四時三十分まで  
◇休館日  
月曜日・祝日・年末年始  
◇貸出冊数・期間  
一人五冊・二週間

◎村民会館の本が借りっぱなしになっていませんか?返し忘れの本がありましたら、必ずお返し下さい。  
◎借りる手続きを必ずして下さい。子供さんには、図書室でのマナー・手続きなど、保護者の方がきちんと伝えるようにして下さい。村民の皆様が気持ちよく利用できるように、ご協力お願いいたします。

## 六月のおはなし会

今月は、OHPを使ったお話です。スクリーンに写る楽しいお話を楽しみにして下さいね。  
小学生のお姉さんがやってくれますよ。新しいお友だちも待っています。みんな来て下さい。

日時 父島村民会館  
BC会議室  
児童の部 午前九時三十分から十時  
幼児の部 午前十時三十分から十一時  
問合せ先 平田(二)三〇七六

### ポンコツ車の島外搬出

五月に予定していたポンコツ車の搬出は、都合により六月の初旬に延期となりました。日程等につきましては、後日防災無線・ポスターでお知らせします。

産業観光課

母島支所 庶務係

☎二一三二一四 ☎三二二二一一

### 島内美化運動 (父島) のお知らせ

小笠原村ではごみ減量週間(東京都主催)に伴い、きれいで住みよい町づくりのため、島内(父島)の美化運動を左記のとおり実施いたします。皆様ふるってご参加下さい。

日時 六月八日(土) 午前十時から

(雨天の場合) 六月九日(日)

#### 集合場所◎大村地区

大神山公園お祭り広場

(大村地区、清瀬職住、二見台、旭台にお住まいの方、及び、少年柔剣道の皆様)

#### ◎奥村地区

奥村運動場

(清瀬都住、清瀬地区、奥村地区にお住まいの方)

※居住地区ごとのおおまかな担当区分は、右記のとおりとなりますがどちらに参加される方も結構です。参加しやすい場所にお集り下さい。

### 内容

都道240号線(気象庁前)第一トンネル入口)周辺の空き缶や散乱しているゴミ拾い。軍手ゴミ袋は村で用意します。なお、参加者一世帯当たり一個、天ぷら油凝固剤を差し上げる予定です。

産業観光課

☎二一三二一四

### 計量器(はかり)定期検査実施のお知らせ

はかりを取引・証明などに使用する場合には計量法に基づき、二年に一回東京都の定期検査を受けなければなりません。検査対象となる事業者の方々には、事前にはがきでお知らせしていただきますが、新たにはがきを取引・証明に使用されることになった事業者の方にも必ず受検されるようお願いいたします。なお、検査手数料は一台五百円から千五百円程度です。

#### 日程

父島 七月五日(金) 八日(月) 巡回による検査

母島 七月三日(水) 巡回による検査

#### 問合せ先

産業観光課 (二) 三二一四 東京都検量測定所 検査課

☎三(五四七〇) 六六三八

ダイヤルイン

### 水道週間について

六月一日から七日までの一週間、全国一斉に水道週間が実施されます。今年のスローガンは、

### 「大切さ 忘れずひねる 蛇口です」

村役場では期間中、ロビーにて老朽管の展示、出納窓口において三角くじによる抽選等を行います。また、水道に関するご質問、ご相談を建設水道課において承ります。これから本格的な夏を迎えるにあたり、益々水の需要が増えると思われる。この期間に、村民の皆さんも水道について考えてみましょう。

建設水道課

### 平成8年度 火薬類国家試験

本年度の試験日程が決まりましたのでお知らせいたします。

【受験願書配布及び受付】 六月三日(月)～七月四日(木)

小笠原村支庁産業課商工係

【試験日及び会場】 八月二十五日(日) 午後一時～

小笠原支庁大会議室

【お問合せ】

小笠原村支庁産業課商工係

二一三二二二二

### 小笠原郵便局からのお知らせ

表札が掲出されておられませんとどなたがお住まいなのかわからないうちに、大切な郵便物を配達することができず、やむを得ず差し出した場所にお返ししなければならぬ場合があります。つきましては、郵便受箱に家族全員のお名前を掲示していただくようお願いいたします。

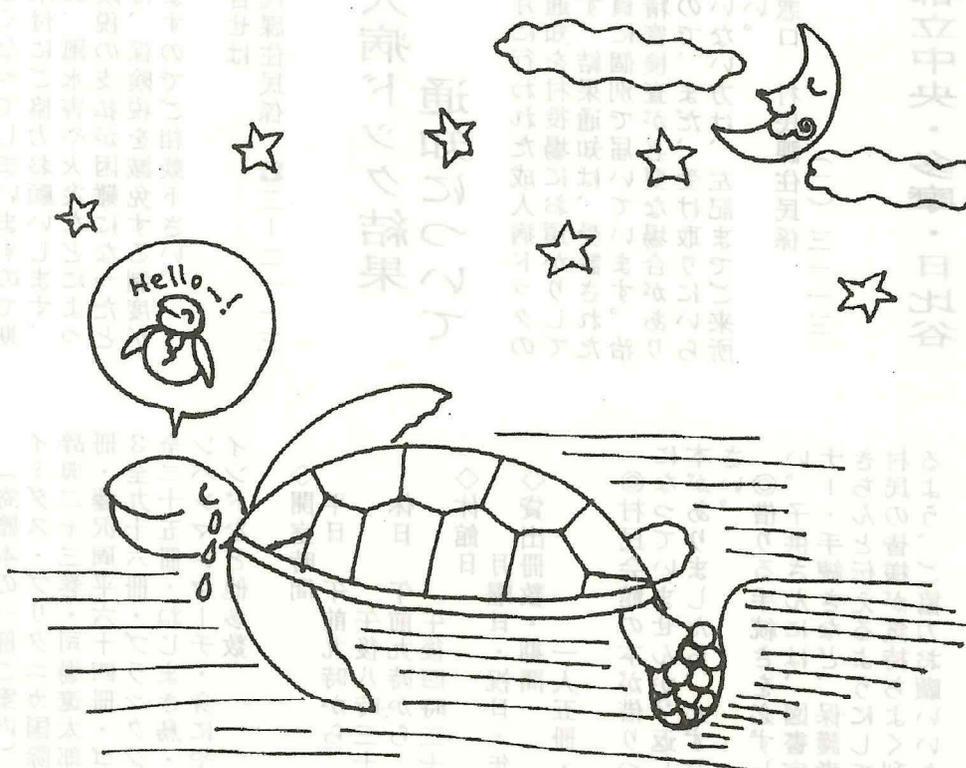
### アオウミガメの産卵観察

六月に入り、小笠原ではいよいよアオウミガメの産卵が日増しに増えてきました。小笠原諸島は日本でも重要なアオウミガメの繁殖地になっており、夏季に伊豆、父島、母島の各列島の多くの砂浜に上陸し産卵します。しかし残念ながら、一般の方が簡単に行ける海岸に上陸するカメの数はとても少なく、また夜の海岸でむやみに懐中電灯を照らすことはウミガメの産卵を妨げてしまいます。そこで、今年も海洋センターでは付属の産卵場での産卵観察を公開しています。すでに十三頭の交

尾済みの雌亀が母島より輸送され、生け簀に收容されています。これらの亀が、これから八月中旬迄の期間に、約二週間おきに三六回ほど産卵を繰り返します。産卵は夜九時から十二時頃にかけてが多く、観察申し込み者には、そのつど亀の穴掘り状況に合わせて電話で連絡いたします。この小笠原の自然の神秘にふれる機会を是非ご利用下さい。ウミガメを驚かさなため人数制限をしておりますので、見学を希望する方は必ず御予約ください。(見学料五〇〇円、村民無料)

詳細は、小笠原海洋センター

電話 二一三二八三〇



# シロアリ対策 実施日程決まる

今年度のシロアリ対策事業については、村民だより5月号で概要をお知らせしましたが、第一回目の実施日程が決まりましたので、お知らせいたします。

今年度は年に3回程(6月、9月、10月、2月)、村の委託によりイエシロアリに詳しい防除業者が駐在し、『人とシロアリの住み分け』方針に基づいて、次のような対策事業を実施します。

## 第一回 防除業者駐在期間

6月2日(日) 入港から  
6月17日(月) 出港までの間

## 対策事業内容

①シロアリ対策区域内公有地の樹木の巣の防除処理。

②シロアリ対策区域内民有地の樹木の巣の防除処理。

(保証はありません。皆様からの申し出に基づき、被害状況を判定し、実施を決定します)

③シロアリに関する相談全般。

(被害兆候の探知方法、羽アリ対策、新築家屋の計画など、何でも受け付けます)

④必要がある場合、相談だけではなく、家屋の点検も受け付けます。イエシロアリ、ダイコクシロアリ共に、被害にお困りの方は村役場へご相談下さい。

⑤保証を伴う家屋防蟻処理については、前年度と同様に商工会が受付窓口となり、2月に実施の予定です。

自分の財産は  
自分で守ろう！

シロアリ対策についてお困りの事がありましたら、何でもご相談下さい。村はそのお手伝いをいたします。

## イエシロアリの 母島侵入を 防止しよう！

父島では、イエシロアリによる甚大な被害が発生しているため、私たちは常にイエシロアリ対策を考えながら、生活しています。

幸いにも母島は、父島から海上五十キロしか離れていないにもかかわらず、イエシロアリが生息していません。(ダイコクシロアリは生息しています)

小笠原の自然条件は、イエシロアリの繁殖に最適な環境のため、仮に、母島へイエシロアリが侵入した場合、父島と同様に蔓延(まんえん)することが予想されます。

父島のイエシロアリは、不用意に持ち込まれた建築資材にまぎれ、昭和30年に侵入したことが証言されています。

母島へも、被害を受けている木材はもちろん、羽アリのメス・オス一対のイエシロアリが侵入しただけで、全島に拡大する恐れがあります。侵入されたら最後です。

母島へのイエシロアリ侵入を防止することは、私たち全村民の責任です。そのため、誰もが次の点



に心掛けて下さい。

1 父島において保管されていた木材(特に古材)は、なるべく母島に持ち込まないこと。

2 母島への木材の搬入は、父島経由ではなく、直接に内地から母島へ輸送すること。

3 どうしても父島から母島へ木材を輸送する場合は、イエシロアリの侵入防止に万全の配慮を払うこと。

同様に、硫黄島には父島・母島には生息していない、アメリカカンザイシロアリ属が生息しています。内地でも、各地でアメリカカンザイシロアリ蔓延の兆しがあり、深刻な問題となっております。硫黄島では、小さな木の枝の中に、数十匹も生息しているのが確認されています。硫黄島からは、木の枝や根、木材などを持ち込まないで下さい。

イエシロアリの母島へ  
持ち込まない！  
持ち込まれない！  
村民全員、目を光らせよう。  
産業観光課産業観光係  
母島支所庶務係

☎ 二一三一四  
☎ 三一二二一

## スプレー缶大爆発！ ごみの分別に ご協力下さい

最近、父島清掃工場の焼却炉内で、スプレー缶爆発が相次いでいます。一部の心ない人による、可燃ごみへのスプレー缶(ペンキや殺虫剤)の混入が、やけどや失明など、人身事故につながります。そんな事故を未然に防止するため、清掃工場では、清掃車からごみを降ろし、焼却炉に投入する際、

ビンや空き缶の音がすれば、袋を破いて取り出しています。焼却炉の性能上、清掃車から焼却炉に一気に投入出来ず、一つ一つ落とし込んでいくのです。

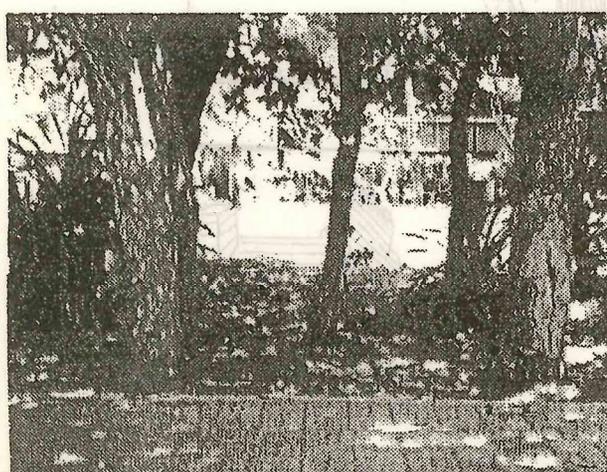
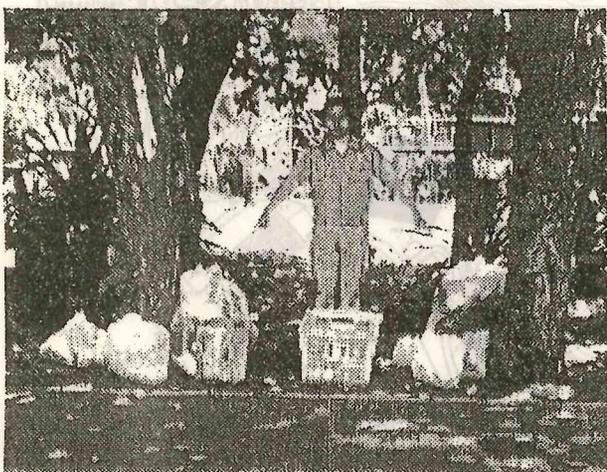
「ごみなんて、自分の手を離れてしまえば、もう、知らない！」などというお考えの方がいれば、大間違いです。ごみの出し方一つにも、その人の人格が表れてしまうものなのです。例えごみであっても、自分の行動には、最後まで責任を持ちましょう。村づくりは、まずごみから始まります。(工場見学受け付けます)

## 理想のごみステーション

小笠原村では、ごみステーションから順次、不燃ごみ用のかごを撤去していただきます。かごがあると、ごみかごを呼び、いつでもごみがあふれているステーションになってしまいます。理想とするごみステーションは、「そこを使う地域の人達だけが場所と収集日を知っていて、清掃車が収集し終わると、ごみステーションには見えない」、そんなごみステーションです。

収集前

収集後



# 静沢分譲地の概要について

村では本年度、静沢第一期宅地分譲を予定しています。母島においては初めての分譲事業であり、事前に概要についてお知らせいたします。なお分譲地の募集は八月九日頃を予定しています。

また分譲地の概要については次のとおりですので購入を検討されている方はご参考にして下さい。

なお、説明会、募集期間、募集要綱配布等、詳細については、後日村民日より等で広報します。

## 一、分譲地所在等(下記案内図参照)

(一)所在地

小笠原村母島字静沢

(二)地目

宅地

(三)分譲区画数及び一区画面積

(ア)宿泊施設用分譲地 三区画

約六〇〇㎡～六一〇㎡

(イ)一般住宅用分譲地 八区画

約二〇〇㎡～二七〇㎡

## 二、分譲申込者の資格

分譲を申し込むには、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

(一)自ら居住するための住宅を必要とする方。

(二)申込期間の初日現在、小笠原村に住民登録又は、外国人登録をしており、居住している方。

(三)契約締結の日から四年以内に自ら居住するための住宅を建設できる方。

(四)現に同居し、又は同居しようとする親族(事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚約者を含む)がある方。

(五)所定の日までに譲渡代金の全額を支払うことができる方。

(六)小笠原村の集落地域内に、自ら居住することのできる土地を所有していない方。

(七)小笠原村の集落地域内に、自ら居住する住宅を現に所有していない方。

(八)村に対するすべての債務を完納している方。

(九)宿泊施設用分譲地を購入する方については、旅館業法(昭和二十三年七月十二月法律百三十八号)第二条に基づく旅館業を営もうとする方。

## 三、分譲方法

二、の分譲申込資格九項目に加え、次に該当する方を対象に募集を行います。

〔Aグループ〕区画のうち住7以外

申込期間の初日現在、引き続き三年以上小笠原村母島に住居登録又は外国人登録をしており、居住している方。

〔Bグループ〕区画のうち住7

硫黄島旧島民で、申込期間の初日現在、引き続き一年以上小笠原村に住居登録又は外国人登録をしており、居住している方。

以上の申込みを受け、一区画に複数の申込みがあった場合は、公開抽選により当選者を決定します。

## 四、譲渡代金の支払い

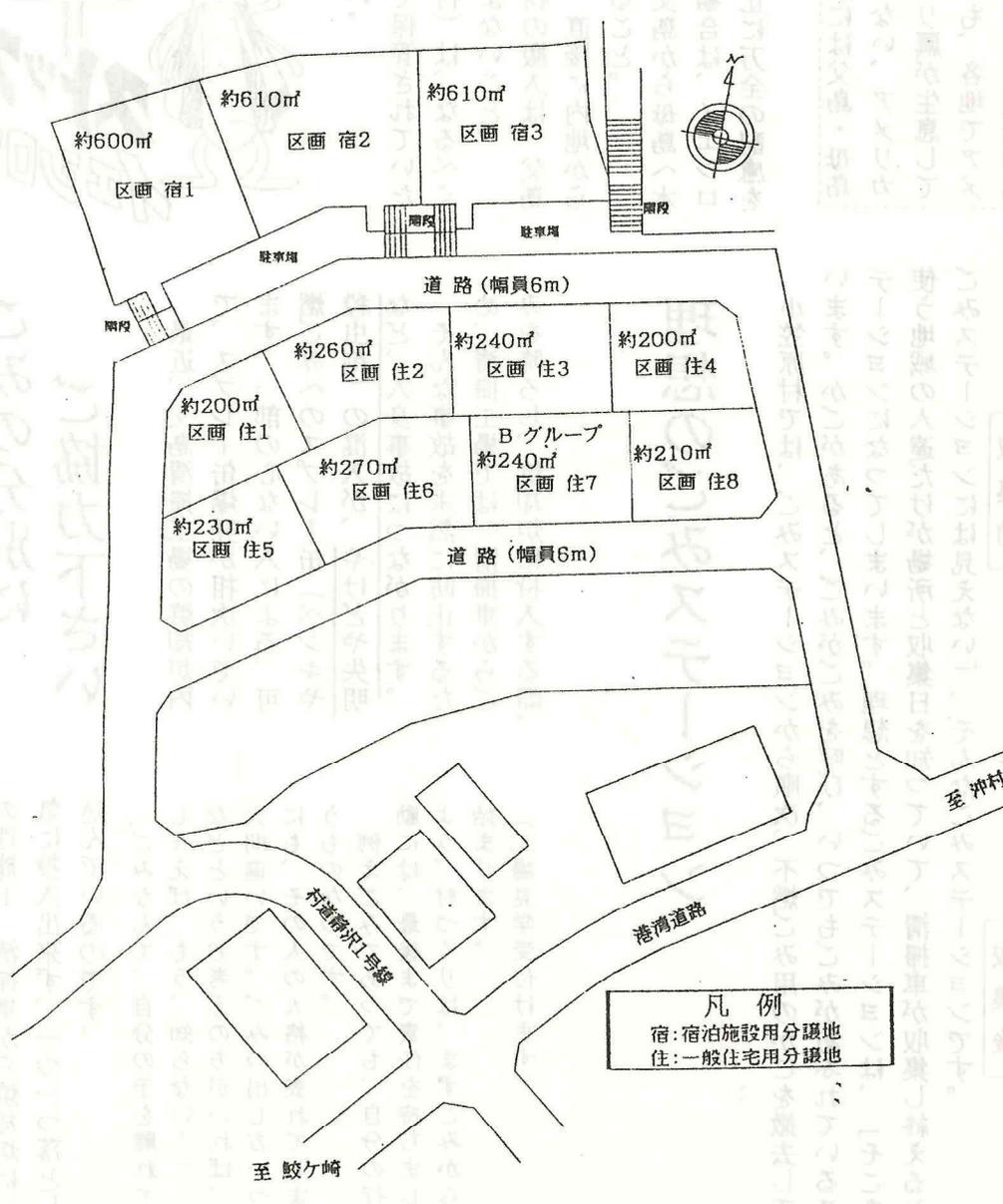
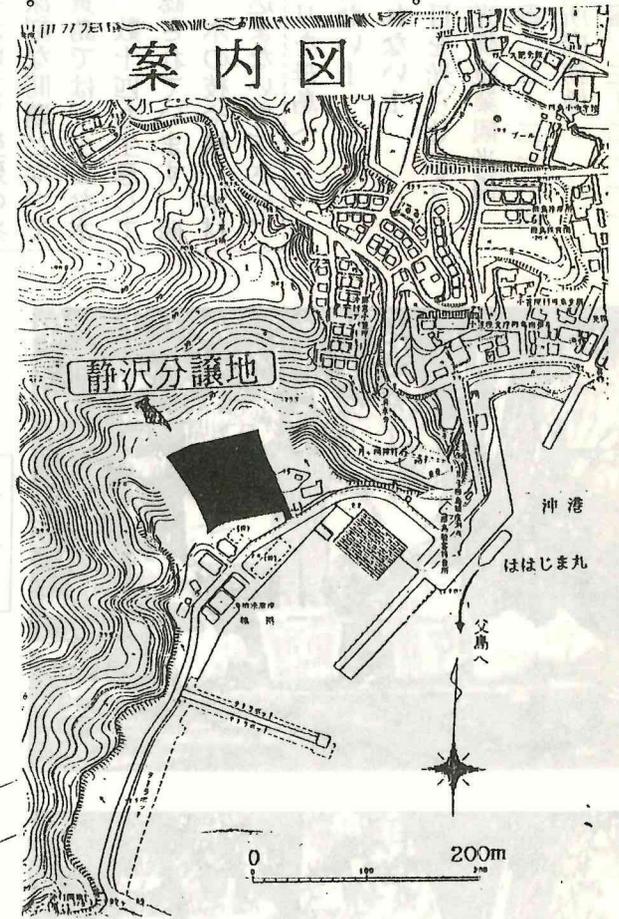
分譲地の譲渡代金は、譲渡契約締結の際(当選決定から三十日以内)に手付金として十万円、残金全額を平成九年三月三十一日までに支払っていただきます。

※今後、必要に応じて変更することもありますので、ご了承ください。

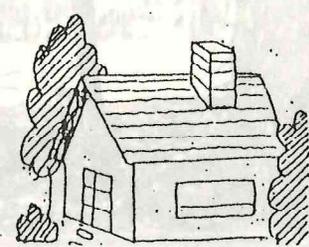
本分譲についてのお問合せは、

建設水道課工務係

☎二一三一五まで



凡例  
宿: 宿泊施設用分譲地  
住: 一般住宅用分譲地





\*\*\*\*\*

## お知らせ

\*\*\*\*\*

## 第1回

## 「ミニ・デイサービス」(父島)の実施

～高齢者健康教室として～

家庭で介護を受けている方、障害等があり一人ではなかなか外出できず、ほとんど家の中で生活している高齢者の方を対象とした健康教室を開催します。

会場では、健康チェックや生活相談なども行いながら、くつろいだり楽しんだりできるように、お手伝いします。

介護相談も行いますので、参加に不安のある方もお問合せ下さい。

(1)対象者：60歳以上の方で

①家庭で介護を受けている方

(但し、寝たきり状態の方、医師の外出許可がない方は除く。)

②障害等があり、なかなか一人では外出できない方

(2)日 時：平成8年6月19日(水) 午前10時～午後2時

(6月以降は月1回程度行います)

(3)場 所：奥村都住集会所

(4)内 容：健康チェック、健康相談

リクレーション

会食

(5)定 員：おおむね10名

(6)送 迎：一人で通所が困難な方は、車で送迎いたします。

(7)参加費：1回500円(食事代として)

(8)申込み：6月14日までに電話等で下記までお申込み下さい。

参加者決定後、連絡いたします。

問合せ、申込み：村民課住民係

TEL 2-3113

## 介護保険制度（厚生省試案）の主な内容

事 項	厚 生 省 試 案 の 内 容
保 險 者	市町村及び特別区
被 保 険 者	第1種被保険者…65歳以上の高齢者 第2種被保険者…40歳～64歳の者
サービス受給者	第1種被保険者…老化に伴い介護が必要になった者 第2種被保険者…初老期痴呆など限定された対象基準に合う者
受給手続き	保険者に申請。介護が必要であることの認定(要介護認定)が必要。
保険サービス内容	〔在宅サービス〕 (1)ホームヘルプサービス (2)デイサービス (3)リハビリテーション (4)ショートステイ (5)訪問看護サービス (6)福祉用具サービス(車いすやベッド等の福祉用具を貸与する) (7)痴呆性老人向けグループホーム (小人数の痴呆性老人が専属のスタッフによりケアを受けながら共同生活を送るもの) (8)住宅改修サービス(手すりの設置等、軽微な改修を行う) (9)訪問入浴サービス (10)医学的管理等サービス (11)有料老人ホーム、ケアハウス等における介護サービス (高齢者が集合して居住する場において提供するサービス) (12)ケアマネジメントサービス (個々の高齢者の介護サービスに関する計画(ケアプラン)を作成し、実際のサービス利用につなぐ) 〔施設サービス〕 (1)特別養護老人ホーム (2)老人保健施設 (3)療養型病床群等の介護体制の整った医療施設
サービス提供機関	①一定の要件を備え、良質なサービスを安定的に提供できる機関 ②在宅サービスについては、民間事業者や住民参加の非営利組織も含める
家族介護に対する現金支給	原則として、当面行わない。
保 險 料	第1種被保険者…市町村が、当該市町村のサービス水準に応じて定めた保険料額 第2種被保険者…国が定めた基準負担額
保険料徴収方法	第1種被保険者…市町村が直接徴収、あるいは老齢年金から天引き 第2種被保険者…加入している医療保険から、医療保険料と一緒に徴収
利 用 料	サービスにかかる費用の1割 (実際にサービスを受ける際の自己負担分)
実施の時期	平成11年4月(但し、施設サービスは、平成13年目途に実施)

平成 8 年 6 月 1 日

# 福祉の広場

小笠原村村民課住民係

TEL 2-3113

## 《第 15 回》 介護保険制度について

「介護保険」。ここ何か月か、TVや新聞等で毎日のように報道され、皆さんも耳にしたことがあると思います。今回は、この介護保険を取り上げます。

現在、各市町村において、さまざまな福祉サービスが行われています。ただ、問題点も多く出てきています。例えば、いろいろあるサービスが利用者本人の意志で選択できない。サービスの量が不十分で、満足なサービスが受けられない。サービスの制度が縦割りで、利用者に見合ったサービスが総合的に受けられない…などなど。

「これらの問題を解決するためには、高齢者介護が福祉と医療に分立している現行制度を再構築し、利用者本位の新たな制度を創設する必要がある」との考えから、「介護保険」という制度が検討されています。

介護保険制度は、一定の保険料を納め、介護が必要になった時に、保険として、本人の希望する介護サービスを給付するという保険方式の制度です。

例えば、医療保険で言えば、社会保険料や国民健康保険税など、各加入する医療保険の保険料を納め、必要になった時に、安い自己負担金を払って、医療機関で診察や治療という医療サービスの給付を受けるのと同じ仕組みの方式で、介護のサービスを提供しようという制度です。

介護保険の内容については、厚生大臣の諮問機関である「老人保健福祉審議会」（以下「審議会」と書きます）で審議されてきており、平成 8 年 4 月 22 日付で、とりあえず、そこまで審議した結果を最終報告書としてまとめ、厚生大臣に提出しています。ただ、各委員の意見の相違など、賛否両論を載せた報告書であることは、ニュースでも皆さんご承知かと思います。また、審議会で審議継続する中、一方で、自民党も独自案を作成しています。

今後は、審議会の最終報告を受け、厚生省における試案が作成され、審議会での検討を加えた上で、最終的な制度の内容が決められて行きます。厚生省としては、「介護保険法」としてまとめ、今年中には法案として国会に提出したいと考えているようです。

現在、村に送付された資料では、厚生省の試案が送られて来ています。5月15日、審議会に提示された厚生省試案の最新のもので、その案に従って、介護保険制度の主な内容を2ページで紹介しておきます。

この制度の実施に当たっては、まだ解決されなければならない課題も多々あります。また、保険者となる各市町村に、財政面、サービス提供基盤の整備など、大きな影響を及ぼします。今後、審議が繰り返されますので、再度、「福祉の広場」でも取り上げたいと思います。